

# 平成 28 年熊本地震による一部負担金等の免除期間延長等について

東京貨物運送健康保険組合

平成 28 年熊本地震の被害により、被災された被保険者及び被扶養者の皆さま方には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 14 日の熊本地震により、災害救助法が適用され、保険医療機関等の窓口において、一部負担金等（患者負担）免除の適用を平成 29 年 2 月 28 日まで取り扱うこととなりました。

## 1. 保険医療機関等の窓口における一部負担金等（患者負担）の免除について

次の 1～3 のいずれかの状況にある場合は、保険医療機関等への一部負担金等（患者負担）が免除されます。

ただし、被保険者証等を提示しなくても免除とする取り扱いについては、平成 28 年 9 月 30 日までとなり、平成 28 年 10 月以降、一部負担金等（患者負担）の免除を受ける為には、「被保険者証」と「健康保険一部負担金等免除証明書」を保険医療機関等窓口に提示する必要があります。

1. 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
3. 主たる生計維持者の行方が不明である方

## 2. 「健康保険一部負担金等免除申請書」及び「健康保険一部負担金等還付申請書」について

上記の要件に該当された方は、「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項を記入のうえ、自治体から発行された「罹災証明書」を添付して提出してください。それにより、「健康保険一部負担金等免除証明書」を交付いたします。

また、一部負担金等（患者負担）を既に保険医療機関等の窓口で支払った方は、当組合に「健康保険一部負担金等免除申請書」、「健康保険一部負担金等還付申請書」に必要事項を記入のうえ、自治体から発行された「罹災証明書」及び保険医療機関等から発行された「領収書の原本」と併せて申請していただくことで還付を受けることができます。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

給付課（電話 0 3 - 3 3 5 9 - 8 1 6 5）